

大阪医科薬科大学教員・医師組合規則集
(規約・細則)

2021年4月1日

大阪医科薬科大学教員・医師組合

大阪医科薬科大学教員・医師組合規約

施行 昭和 44 年 2 月 7 日

(改正 平成 26 年 3 月 14 日)

(改正 平成 29 年 7 月 11 日)

(改正 2018 年 6 月 1 日)

(改正 2021 年 4 月 1 日)

(名称・所在)

第1条 この団体は、大阪医科薬科大学教員・医師組合（以下「組合」という。）と称し、事務所を高槻市大学町 2 番 7 号 大阪医科薬科大学内に置く。

(目 的)

第2条 この組合は、組合員の団結と相互扶助とによって、教員および附属病院にて勤務する医師・歯科医師（以下「医師」という。）の地位の向上、労働条件の維持改善及び組合員の生活擁護をはかる事を目的とする。

(事 業)

第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教員および附属病院にて勤務する医師の地位の向上
- (2) 労働条件の維持改善
- (3) 労働協約の締結
- (4) 組合員の福利厚生
- (5) その他目的達成のため必要な事業

(組合員)

第4条 この組合は、大阪医科薬科大学の教員および附属病院にて勤務する医師（ただし、臨床研修医をのぞく）で組織する。

(加 入)

第5条 組合員となる資格を有する者は、人種、宗教、性別、門地又は身分によって差別的取扱を受ける事なく、この組合に加入しようとする時は所定の申込書に必要事項を記入し、加入金 500 円をそえて申し込まねばならない。

- 2 執行委員会は、申込者がこの規約で定められた組合員としての資格を持つことが明らかである時は直ちに加入を承認し、組合員名簿に登録する。
- 3 加入を申込んだ者は組合員名簿に登録された時から組合員となる。
- 4 組合員となる資格に疑義がある時は、執行委員会は審査の上、総会に報告し、その表決によって組合加入の可否を決定しなければならない。
- 5 入退会についての必要事項は別に定める。

(権 利)

第6条 この組合の組合員は、教員および附属病院にて勤務する医師の全ての問題に参与する権利及び均等の取扱を受ける権利を有するほか、次の権利を有する。

- (1) 組合の総会に出席して発言、議決すること。
- (2) 組合のすべての活動に参加し、また組合活動に基づく一切の利益を公平に受けること。
- (3) 役員を選挙し、または役員に選挙されること。
- (4) 役員の行動或いは執行機関の執行状況について報告を求めること。
- (5) 会計監査を請求し、また組合の会計を調査すること。

- (6) 正当な懲罰手続を経ず除名、権利停止などの処分を受けないこと。

(義 務)

第7条 組合員はすべて次の義務を履行しなければならない。

- (1) この規約を遵守し、友愛と信義をもって、組合発展のため、最善の努力をすること。
- (2) 総会の決議を遵守し、またこれを執行する執行委員会の統制に従うこと。
- (3) 組合役員に選ばれた場合は、正当な理由なくして就任を拒まないこと。
- (4) 組合の会議には正当な理由なくして出席を拒まないこと。
- (5) 組合費その他の賦課金を納入すること。

(組合費)

第8条 組合員は、総会において別に定める組合費を納入しなければならない。

(脱 退)

第9条 組合員が組合から脱会しようとする時は、理由書を添えて、執行委員会に提出しなければならない。ただし、組合に対して未済の債務を完済した後でなければ脱退届は受理されない。

- 2 組合長が脱退届を受理した時は遅滞なく脱会者の名を組合員名簿から抹消する。
- 3 脱退の申し出をした者は組合員名簿から抹消せられた時から組合員でなくなる。ただし、既納の組合費、その他組合に納められた金品は、これを脱退した者に返却しない。

(役 員)

第10条 この組合には次の役員をおく。

- (1) 執行委員 6名以上
- (2) 会計監事 2人

2 執行委員のうち次の役職者を置く。

- (1) 組 合 長 1人
- (2) 副 組 合 長 1人
- (3) 書 記 長 1人
- (4) 副 書 記 長 1人
- (6) 会 計 主 任 1人
- (7) 会 計 副 主 任 1人

(役員選挙・改選等)

第11条 役員は、別に定める選挙規程により組合員の中から選出する。

- 2 役員改選は、任期満了の1ヵ月前に半数ずつ行う。

(役員選任等)

第12条 組合長、副組合長、書記長、副書記長、会計主任、会計副主任は、執行委員の互選とする。

- 2 会計監事は、執行委員を兼ねることができない。

(職 務)

第13条 組合長は、この組合を代表し、執行委員会の業務執行を統轄する。また、組合財産の管理その他組合に関する一切の責任を負う。

- 2 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記長は、組合の日常業務及び組合の証印の保管をする。
- 4 副書記長は、書記長を補佐し、書記長事故あるときはその職務を代行する。

- 5 会計主任は、財務を管掌する。
- 6 会計副主任は、会計主任を補佐し、会計主任に事故あるときはその職務を代行する。
- 7 会計監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 執行委員会の行う会計業務を監査し、その結果を総会に報告する。
 - (2) 総会に対してのみ責任を負い、他の役員の職を兼ねることができない。
 - (3) 前2号の報告をなすために必要あるときは、総会の招集を請求することができる。
 - (4) 監査業務の執行に当たり必要な一切の資料の提出を執行委員会に命ずることができる。
 - (5) 資料提出を命ぜられたときは、これを拒む事はできない。

(任期等)

第14条 役員の任期は2ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員の補充によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期終了後であっても、後任者が決定し事務引継を終了するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の辞任・解任)

第15条 役員は次の各号の一に該当する場合のほかは任期の途中で辞任することができない。また、解任される事もない。

- (1) 懲罰として権利停止の処分を受けたとき。
- (2) 病気その他やむを得ない事情によりその任にたえがたい旨の申し出が本人からあって、執行委員会の承認を得たとき。
- (3) 組合員数の3分の1以上が連署をもって役員解任のため総会招集を請求した場合、その総会で解任の決議をされたとき。

(書記局及び事務員)

第16条 この組合に、日常業務を処理のための書記局を置く事ができる。

- 2 書記局には、事務処理に必要な事務員を置くことができる。
- 3 事務員は、執行委員会の了解の上、組合長が任免する。
- 4 書記局は、書記長がこれを統轄して、その事務を処理する。

(機関の種類)

第17条 この組合に次の機関をおく。

- (1) 総 会
- (2) 執行委員会

(総会の種別)

第18条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の性格、構成)

第19条 総会は組合の最高の議決機関であって、全組合員をもって構成される。

(総会の議決事項)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 組合の基本方針及び年度計画に関すること
- (2) 予算及び決算の承認に関すること
- (3) 労働協約その他の重要な労働条件の改正に関すること
- (4) 組合資産の管理、処分、基金の流用に関すること
- (5) 組合長、執行委員会及び会計監事が必要と認めて請求した事に関すること

- (6) 組合員の 3 分の 1 以上が理由を明らかにして請求した事に関する事
- (7) 組合費と臨時賦課金
- (8) 規約の改廃に関する事
- (9) 争議行為の開始並びに終結に関する事
- (10) 組合の合併と解散に関する事
- (11) 役員の選挙に関する事
- (12) 役員の信任又は不信任に関する事
- (13) 組合長が必要と認めた重要事項
- (14) その他重要事項

(総会の開催・招集)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回開催し、組合長が招集する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催し、組合長が招集する。

- (1) 組合長が必要と認めたとき。
- (2) 組合員の 3 分の 1 以上が署名捺印し、会議の目的事項を示し、請求したとき。
- (3) 執行委員会が必要と認めたとき。
- (4) 第 13 条第 7 項第 3 号の規定により、会計監事から招集の請求があったとき。

3 総会は、電磁的方法によって開催することができる。

(総会招集の手続き)

第 22 条 総会を招集するときは、開催の日時、場所、目的、及び議題等を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 2 日前までに、通知しなくてはならない。ただし、緊急を要する場合の臨時総会はこの限りでない。

2 組合長は前条第 3 項の規定による請求があったときは、臨時総会をその日から 2 日以内に招集しなければならない。

3 電磁的方法について必要な事項は、細則で定める（以下、第 29 条において同じ。）。

(議 長)

第 23 条 総会の議長、副議長はその総会に出席した役員でない組合員のうちから選出互選する。

2 議長は、総会を運営し議場において統制に違反又は議事を混乱に陥し入れようとするものがあるときは、その行為を中止或いは退場を命ずる権利を有する。

3 議長は、総会に対し、総会運営と議事録作成のために書記の任命を求める事が出来る。

4 副議長は、議長を補佐し議長に事故あるときに代行する。

(総会の成立と議決)

第 24 条 総会は、全組合員の過半数の出席をもって成立する。

2 総会における議決事項は、第 22 条第 1 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

3 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した組合員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 25 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を書面または電磁的記録をもって作成するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 組合員数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (6) 議事録の作成に係る職務を行った執行委員の氏名
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

(執行委員会の性格・構成)

第 26 条 執行委員会は組合の執行機関であって、組合長、副組合長、書記長及び会計主任並びに執行委員をもって組織する。

(執行委員会の任務・議決事項)

第 27 条 執行委員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務（緊急事項を含む）の執行に関する事項。ただし、会計監事、査問委員会及び選挙管理委員会の業務を除く。
- 2 執行委員会が処理した事項については、総会に報告し、承認を受けなければならない。

(執行委員会の開催・招集)

第 28 条 執行委員会は、組合長がこれを招集する。

- 2 組合長は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 組合長が必要と認めたとき。
 - (2) 執行委員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である議題を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- 3 執行委員会は、電磁的方法によって開催することができる。

(執行委員会招集の手続き)

第 29 条 執行委員会を招集するときは、少なくとも前日までに、会議の日時、場所、目的及び議題を記した書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(議 長)

第 30 条 執行委員会の議長は、組合長がこれに当たる。

(執行委員会の成立と議決)

第 31 条 執行委員会は、執行委員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

- 2 執行委員会の議決は、出席者の過半数による。また、可否同数のときは否決とする。

(執行委員会専門部)

第 32 条 この組合の目的達成並びに事業を円滑に遂行するため、必要と認めたときは業務を執行委員間で分担するため専門部をおく事が出来る。

(懲 罰)

第 33 条 組合員が次の各号の一に該当する時はこれを懲罰に処する。

- (1) 組合規約、協約又は総会の決議に違反したとき
- (2) 組合の統制秩序を乱す行動をしたとき
- (3) 組合の名誉を傷つける行動をしたとき
- (4) 正当な理由なくして組合員としての義務を怠ったとき

第34条 懲罰は次の3種とする。

- (1) 戒 告
- (2) 権利停止
- (3) 除 名

2 戒告は、始末書を提出せしめ、今後の行動を誓約せしむ。

3 権利停止は、6ヵ月以内の期間中組合員としての権利を停止する。役員は権利停止処分の決定と同時に役員としての資格を失う。

4 除名は、除名処分が決定した日から組合員としての資格を剥奪する。

(懲罰の告発)

第35条 告発は、執行委員会又は組合員からなされるものとする。

2 告発は、事実の発見にあった日から10日以内に文書によって組合長に提出しなければならない。ただし、組合員からなされる場合は2人以上の連署を必要とする。

(査問委員会)

第36条 この組合に諮問委員会を置くことができる。

(部 会)

第37条 この組合に、部会を置くことができる。

(会計収入：財源)

第38条 この組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

- (1) 加 入 金
- (2) 組 合 費
- (3) 臨 時 費
- (4) 寄 付 金
- (5) そ の 他

2 組合費は、毎月給料より徴収する。

3 臨時費は、必要に応じて総会の決議によって額及び徴収方法を定める。

4 寄付金は、総会の承認を得て受領し、寄付者氏名を記録する。

(経費区分)

第39条 経費は、次の2種に区分する。

- (1) 経常経費
- (2) 積 立 費

2 経常経費は、第3条の事業を遂行するための予算項目に基づいて使用する。

3 積立費は、福利厚生資金、争議資金、組合犠牲者資金とする。

4 積立費の使用は、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第40条 この組合の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

第41条 役員又は組合員が組合業務のために出張した場合に要する費用はこれを支給する。

(規約の変更)

第42条 この組合が規約を変更しようとするときは、総会に出席した組合員の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

(雑 則)

第 43 条 この規約の執行について必要な細則は、執行委員会の議決を経て組合長がこれを定める。

附 則

1 この規約は組合の成立の日から施行する

2 第 24 条の規定に関わらず、発足した年度内に役員の半数改選を行う。残留役員の任期は当該年度を含めて 2 ヶ年とする。

附 則

この規約は昭和 44 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は昭和 45 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は昭和 53 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

この規約は平成 4 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この規約は平成 10 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この規約は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は平成 20 年 8 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は平成 21 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

この規約は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 14 日一部改正)

この規約は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 14 日一部改正)

この規約は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 7 月 11 日一部改正)

この規約は平成 29 年 7 月 11 日から施行する。

附 則 (2018 年 6 月 1 日一部改正)

この規約は 2018 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (2021 年 4 月 1 日一部改正)

電磁的方法による組合運営に関する細則

施行 平成 29 年 7 月 11 日

(目 的)

第 1 条 この細則は、「大阪医科薬科大学教員・医師組合規約」(以下「組合規約」という。)第 22 条第 4 項および第 43 条第 1 項の規定により、この組合における電磁的方法による組合運営に関する事項を定めたものである。

(電磁的方法)

第 2 条 この細則において、電磁的方法とは、本組合のウェブサイトを利用する方法及び電子メールによる方法をいう。

(組合員に対する ID の設定及び変更)

第 3 条 この組合は、電磁的方法による総会(以下「電磁的総会」という。)の開催、電磁的方法により総会の開催通知を受けること、総会における議決権の行使の委任を希望する組合員に対し、ID を設定する。

2 組合員は、組合員本人以外の者が ID を使用することのないよう、自己の責任において厳重に管理するものとする。

3 組合員がこの組合を脱退する場合には、この組合は当該設定を解除するものとする。

(組合員の電子メールアドレスの届出)

第 4 条 組合員は、自己の電子メールアドレスを本組合に届け出るものとする。

(電磁的方法による総会の開催及び招集通知)

第 5 条 電磁的方法により総会を開催する時は、組合規約第 22 条第 1 項に記された内容と「電磁的方法による総会」であることを記載し、組合員が申し出た電子メールアドレス(以下「組合員電子メールアドレス」という。)に宛てて電子メールを発してするものとする。

2 この組合から組合員に宛てて発する電子メールによる総会開催通知及び総会招集通知は、組合員電子メールアドレスに向けて発すればよく、当該電子メールは、通常到達すべきであった時に到達したものとする。

(総会における電磁的方法による議決権の行使及び代理人による議決権及び選挙権の行使)

第 6 条 組合員は、総会において、あらかじめ通知のあった事項について、電磁的方法により議決権を行使しようとする場合には、この組合に備え付けられた電子メールアドレス(以下「組合電子メールアドレス」という。)に宛てて、自己の ID を入力した電子メールを議決権行使期日又は総会の開会までに発してするものとする。

2 組合員が組合電子メールアドレスに宛てて発した電子メールは、組合電子メールアドレスに記録がなされたときに到達したものとする。

3 組合員が代理人をもって議決権及び選挙権を行使しようとする場合には、ID を入力した委任状を組合電子メールアドレスに向けて発してするものとする。この場合、本組合に宛てて委任状を発しない組合員は、代理人に宛てて委任状を発するものとする。

(電磁的方法による執行委員会の開催及び招集通知)

第 7 条 電磁的方法により執行委員会を開催する時は、組合規約第 29 条第 1 項に記された内容と「電磁的方法による執行委員会」であることを記載し、執行委員が申し出た組合員電子メールアドレスに宛てて電子メールを発してするものとする。

2 この組合から組合員に宛てて発する電子メールによる執行委員会開催通知及び執行委員会招集

通知は、執行委員が申し出た組合員電子メールアドレスに向けて発すればよく、当該電子メールは、通常到達すべきであった時に到達したものとする。

(執行委員会における電磁的方法による議決権の行使)

第8条 執行委員は、あらかじめ通知のあった事項について、電磁的方法により議決権を行使しようとする場合には、組合電子メールアドレスに宛てて、自己の ID を入力した電子メールを執行委員会の開会までに発してするものとする。

附 則

この細則は、平成 29 年 7 月 11 日から施行する。

(2021 年 4 月 1 日一部改正)

査問委員会細則

施行 平成 29 年 7 月 11 日

(目 的)

第 1 条 この細則は、「大阪医科薬科大学教員・医師組合規約」(以下「組合規約」という。)第 36 条第 1 項および第 43 条第 1 項の規定により、組合員の懲戒処分を実施する際に公正な取扱いを行うため査問委員会(以下「委員会」という。)の設置に関する事項を定めたものである。

(委員会の構成)

第 2 条 委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 委員長 1 人

(2) 委 員 5 人

2 委員は、役員、告発人及び被告人以外の組合員から、組合長が任命する。

3 委員の他に、予備委員を 2 名置くことができる。

(任 期)

第 3 条 委員会は、当該審査の終了により解散する。

(職 務)

第 4 条 委員長は、会務を統轄し、委員会の記録その他の関係書類の作成に当る。

2 委員は、組合員の懲戒処分に関する事項について、任命権者の諮問により必要な事情調査および審議を行うものとする。

(招 集)

第 5 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(成立と議決)

第 6 条 委員会は、原則として全委員の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議決は、委員の 3 分の 2 以上による。

(権 能)

第 7 条 委員会は、次の権限を有する。

(1) 審査のために懲戒処分対象者及びその他関係のある者に出頭を求め、事情を聴取し、又、資料の提出を求めること。

(2) 懲戒処分対象者が正当な理由なくして委員会の指定した日時及び場所に出頭しないときは、委員会は出頭したものとして適宜審査すること。

(3) 事実の発見に必要と認めたときは証人と他の証人又は懲戒処分対象者と対決させること。

(意見聴取等)

第 8 条 委員長は、必要に応じて関係組合員の出席を求め、事実関係の説明または意見を聞くことができる。

(当事者の弁明)

第 9 条 懲戒処分対象者は、委員会に対し、自己の被疑行為について弁明することができる。

(審査報告)

第 10 条 委員長は、組合長と懲戒処分対象者に審査結果と理由、聴取意見や弁明を記した文書をもって報告しなければならない。

- 2 組合長は、審査報告を受けた日から7日以内に総会（臨時総会）を招集しなければならない。
- 3 委員会の報告書は、総会で議長が朗読する。
- 4 総会において、査問委員会の審査結果より軽い懲罰の動議が提案された者に対しては、出席者数の過半数の賛成で決し、出された最も軽い動議に決する。

（附 則）

この細則は、平成29年7月11日から施行する。

（2021年4月1日一部改正）

役員選挙に関する細則

施行 平成 2 年 7 月 4 日
(改正 平成 26 年 3 月 14 日)
(改正 平成 29 年 7 月 11 日)
(改正 2018 年 6 月 1 日)

第 1 条 この細則は、大阪医科薬科大学教員・医師組合規約（以下、「組合規約」という。）第 11 条第 1 項および第 43 条第 1 項に基づきこの組合の役員選挙についての細則を定めることを目的とする。

第 2 条 役員選出のために選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員の定数は 6 名とする。

第 3 条 選挙管理委員は、組合員の互選とする。

2 選挙管理委員長は委員の互選とする。

3 選挙管理委員が役員候補者に立候補する場合は、選挙管理委員会を辞し、欠員を補充する。

第 4 条 選挙管理委員会は、一定の期限を限り役員候補者名簿を作成する。

2 候補者は組合員の自薦・他薦により決定する。

3 他薦による候補者には書面により本人に通知する。

第 5 条 選挙管理委員会は、役員候補者名簿を選挙の 1 週間以前に公示しなければならない。

第 6 条 役員の選出は、電磁的方法による信任投票とする。

2 選出は、不信任の得票数により決するものとする。

3 不信任の得票数が、組合員の半数に満たない場合は、信任のうえ選出されたものとする。

4 投票の結果、役員が信任されなければ、同様の手続きにより改めて役員を選出するものとする。

第 7 条 信任投票は、次のとおりとする。

(1) 信任投票は、電磁的方法による。

(2) 信任投票は、1 人一票とする。代理投票は認めない。

(3) 電磁的方法、もしくはやむを得ない理由で定められた投票日に投票ができない組合員は、選挙管理委員会が定める方法により信任投票を行うことができる。

第 8 条 投票は、執行委員会構成員と会計監事と区分して行う。

2 投票は、定員数の連記制とする。

3 組合長、副組合長、書記長、会計主任は執行委員会構成員のうちにおいて互選する。

4 本規定による選出において同数のときは抽選とする。

5 選挙管理委員長は、新年度役員名を直ちに公示するものとする。

6 役員の補充は執行委員会の議を経て行う。

附 則

この細則は平成 2 年 7 月 4 日から施行する。

附則（平成 26 年 3 月 14 日一部改正）

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する

附則（平成 29 年 7 月 11 日一部改正）

この細則は、平成 29 年 7 月 11 日から施行する。

附則（2018 年 6 月 1 日一部改正）
この細則は、2018 年 6 月 1 日から施行する。
（2021 年 4 月 1 日一部改正）

組合員の弔慰金に関する細則

施行 昭和 53 年 4 月 12 日
(改正 平成 26 年 3 月 14 日)
(改正 平成 29 年 7 月 11 日)

第 1 条 この細則は、大阪医科薬科大学教員・医師組合規約（以下、「組合規約」という。）第 43 条第 1 項に基づきこの組合員の弔慰金についての細則を定めることを目的とする。

第 2 条 組合員が死亡した場合、香典料（1 万円）を支給する。

附則

この細則は昭和 53 年 4 月 12 日から施行する。

この細則は平成 12 年 7 月 7 日から施行する。

附則（平成 26 年 3 月 14 日一部改正）

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 7 月 11 日一部改正）

この細則は、平成 29 年 7 月 11 日から施行する。

附則（2021 年 4 月 1 日一部改正）

組合員の入退会に関する細則

施行 平成 26 年 4 月 1 日
(改正 平成 29 年 7 月 11 日)

第 1 条 この細則は、大阪医科薬科大学教員・医師組合規約（以下、「組合規約」という。）第 43 条第 1 項に基づきこの組合員の入退会についての細則を定めることを目的とする。

第 2 条 大阪医科薬科大学教員・医師組合（以下、「組合」という。）に入会しようとする者はこの組合の執行委員会が別に定める届出を組合長に提出し、執行委員会の承認を受けなければならない。

第 3 条 この組合の会員（以下、「組合員」という。）は、執行委員会の承認を経て、別に定める会費を納入しなくてはならない。

第 4 条 この組合員で退会しようとするときは、執行委員会が別に定める脱退届を組合長に提出して退会することができる。

第 5 条 第 3 条の支払義務を 3 ヶ月以上履行しなかったときは、執行委員会の決議を経て、会員資格を停止することができる。

第 6 条 この組合員は、次のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 総組合員が同意したとき
- (2) 当該会員が死亡したとき
- (3) 会員資格を停止された会員が、組合員総会の議決を経たとき

第 7 条 この組合員が次のいずれかに該当するに至ったときは、組合員総会の決議によって除名することができる。

- (1) この組合の会員としての義務に違反したとき
- (2) この組合の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為のあったとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第 8 条 会員資格を喪失した者がこの組合に既に納付した会費やその他のものについての請求は、一切することができない。

附 則

- 1 この細則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 組合員資格について、この細則施行日から起算して 4 ヶ月前を超す期間にわたり会費納入の実績が無いものは、資格を喪失したものとみなす。
- 3 ただし、本細則施行の 4 ヶ月を超し、5 ヶ月を超さない会費納入の実績が無いものについては、次の特例を適応するものとする。
 - (1) 事務局が会費請求を行っていなかった場合で、かつ本人の加入意志の確認が本規定実施後可能であった場合は、会員権を復活できる。ただし、会費納入の実績のない期間についての会費はこれを免除し、会費納入のない期間については、会員権が停止していたものとみなす。
 - (2) 事務局が会費請求を行っていなかった場合で、かつ本規定実施日から起算して 3 か月経ても本人の加入意志を確認できなかった場合は、会員権を停止する。また、会費納入のない期間については、会員権が停止していたものとみなす。
 - (3) 事務局が会費請求を行っていた場合で、本人が会費を納入しない場合は、会員権を停止する。また、会費納入のない期間については、会員権が停止していたものとみなす。

3 この特例は、この細則施行日から起算して3か月以内に限り実施するものとする。

附則（平成29年7月11日一部改正）

この細則は、平成29年7月11日から施行する。

附則（2021年4月1日一部改正）